（外国人育成就労機構による申出等の受理）

第八条の三　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人育成就労機構（以下この章において「機構」という。）に、前条第一項の規定による申出並びに同条第二項、第六項及び第七項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が前項の規定により機構に申出又は届出の受理に係る事務を行わせるときは、前条第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出をしようとする者は、これらの規定にかかわらず、機構に対し、これらの規定による申出又は届出をしなければならない。

3　機構は、前項の規定による申出又は届出を受理したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

4　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定により機構に申出若しくは届出の受理に係る事務を行わせようとするとき、又は機構に行わせていた申出若しくは届出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

（育成就労外国人による育成就労実施者の変更の希望の申出があった場合の連絡調整等）

第八条の四　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の二第一項の規定による申出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通知するものとする。

一　単独型育成就労外国人からの申出を受理したとき　当該単独型育成就労外国人を対象として単独型育成就労を行わせている単独型育成就労実施者

二　監理型育成就労外国人からの申出を受理したとき　当該監理型育成就労外国人を対象として監理型育成就労を行わせている監理型育成就労実施者及び当該監理型育成就労実施者が監理支援を受けている監理支援機関

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の二第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を機構に通知するものとする。ただし、前条第一項の規定により機構に当該申出及び当該届出の受理に係る事務を行わせているときは、この限りでない。

3　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、当該申出又は当該届出に係る育成就労外国人が他の育成就労実施者の育成就労の対象となること等により当該育成就労外国人の育成就労の継続が可能となるよう、当該育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、職業紹介その他の援助を行わなければならない。

4　機構が第八条の二第一項の規定による申出並びに同条第二項、第六項及び第七項の規定による届出の受理に係る事務を行う場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前項中「前項の規定による通知を受けたとき」とあるのは「第八条の二第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出を受理したとき」とする。

5　監理支援機関は、第八条の二第一項の規定による申出又は同条第三項若しくはこの条第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、当該申出又は当該通知に係る監理型育成就労外国人が他の育成就労実施者の育成就労の対象となること等により当該監理型育成就労外国人の育成就労の継続が可能となるよう、他の育成就労実施者又は監理支援機関その他関係者との連絡調整、職業紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（新たな育成就労計画の認定）

第八条の五　第八条の二第一項の規定による申出をした育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、新たに当該育成就労外国人を育成就労の対象とする育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合においては、第八条第二項の規定を準用する。

2　前項の場合において、育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項の認定の申請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前項又は次条第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　前号の育成就労実施者が当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間

五　当該育成就労外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画（第十一条第一項に規定する認定育成就労計画をいう。次条第二項第四号、第九条の二第三号及び第九条の三において同じ。）に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）」とあるのは、「第九条の二各号」と読み替えるものとする。

（育成就労認定を取り消された外国人等の新たな育成就労計画の認定）

第八条の六　第十一条第一項に規定する育成就労認定が第十六条第一項の規定により取り消されたこと又は入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったことにより育成就労の対象でなくなった外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、新たに当該外国人を育成就労の対象とする育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合においては、第八条第二項の規定を準用する。

2　前項の場合において、育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項の認定の申請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前項又は次条第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　前号の育成就労実施者が当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間

五　当該育成就労外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画（第十一条第一項に規定する認定育成就労計画をいう。次条第二項第四号、第九条の二第三号及び第九条の三において同じ。）に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）」とあるのは、「第九条の二各号」と読み替えるものとする。

（育成就労計画の変更）

第八条の七　育成就労外国人を対象として育成就労を行わせている育成就労実施者は、当該育成就労外国人を対象とする育成就労計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、新たな育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合においては、第八条第二項の規定を準用する。

2　前項の場合において、育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項の認定の申請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前項又は次条第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　前号の育成就労実施者が当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間

五　当該育成就労外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画（第十一条第一項に規定する認定育成就労計画をいう。次条第二項第四号、第九条の二第三号及び第九条の三において同じ。）に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）」とあるのは、「第九条の二各号」と読み替えるものとする。

（育成就労計画の認定の取消し）

第八条の八　主務大臣は、育成就労実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該育成就労実施者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により第八条の二第一項の認定を受けたとき。

二　第八条の二第一項の認定を受けた育成就労計画に従って育成就労を行わせていないとき。

三　第八条の二第一項の認定を受けた育成就労計画に従って育成就労を行わせることが困難となったとき。

四　第八条の二第一項の認定を受けた育成就労計画に従って育成就労を行わせることが適当でないものとして主務省令で定めるとき。

2　主務大臣は、前項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を当該育成就労実施者に通知するものとする。

3　主務大臣は、第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を当該育成就労実施者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消すことができる。

（育成就労実施者の届出）

第八条の九　育成就労実施者は、次に掲げる場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　その名称又は住所を変更したとき。

二　育成就労外国人を対象として育成就労を行わせることを廃止したとき。

三　その他主務省令で定める場合

（育成就労実施者の報告）

第八条の十　主務大臣は、育成就労実施者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、育成就労実施者に対し、必要な報告を求めることができる。

（育成就労実施者の監督）

第八条の十一　主務大臣は、育成就労実施者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、育成就労実施者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2　主務大臣は、育成就労実施者が前項の規定による指導及び助言に従わないときは、その旨を公表することができる。

3　主務大臣は、育成就労実施者が正当な理由がなく前項の規定による指導及び助言に従わないときは、当該育成就労実施者に対し、期限を定めて、その指導及び助言に従うべきことを命ずることができる。

4　主務大臣は、育成就労実施者が前項の規定による命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

（育成就労実施者の欠格事由）

第八条の十二　次の各号のいずれかに該当する者は、育成就労実施者となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられた者

二　この法律又は出入国若しくは労働に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられた者

三　暴力団員等

四　第八条の十一第三項の規定による命令に違反した者

五　第八条の十一第四項の規定により公表された者

六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者

七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者

八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

二十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

三十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

四十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

五十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

六十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

七十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

八十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

九十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十四　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十五　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十六　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十七　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十八　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百十九　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百二十　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百二十一　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百二十二　第八条の十三第一項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わせることについての認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該育成就労実施者であった者

百二十三　第八条の十三第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された者が育成就労外国人を対象として行わせている育成就労を行わ